

# 令和 7 年 教育委員会

## 第 22 回 定例会 議事日程

令和 7 年 12 月 23 日 (火)

### 第 1 議 案

#### 【 子ども支援課 】

(1) 議案第 50 号「千代田区立幼稚園使用条例施行規則の一部を改正する規則」

#### 【 指導課 】

(1) 議案第 51 号「義務教育等教育特別手当に関する規則の一部を改正する規則」

(2) 議案第 52 号「幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」

### 第 2 報 告

#### 【 文化振興課 】

(1) 千代田区文化芸術プラン（第 5 次）の素案について

#### 【 生涯学習・スポーツ課 】

(1) 千代田区スポーツ振興基本計画の素案について

#### 【 子ども総務課 】

(1) 区立学校・園 卒業式及び入学式等について

#### 【 子育て推進課 】

(1) 千代田区児童手当事務処理規則の一部改正について

(2) 物価高対応子育て応援手当の概要

(3) 令和 7 年度こども誰でも通園制度試行的事業申込み状況報告

(4) 事業所内保育所の閉所について

#### 【 指導課 】

(1) いじめ、不登校、はくちょう教室の利用状況（11 月）

(2) 外国籍の児童入学等に関わる保護者説明会資料

(3) 学習障害等のある子どもたちへの適切な指導及び必要な支援の早期実施について

### 第3 その他

#### 【子ども総務課】

- (1) 教育委員会行事予定表
- (2) 広報千代田（1月5日号、1月20日号）

## 千代田区立幼稚園使用条例施行規則の一部改正について

### 1 改正理由

現在、幼稚園の入園承諾通知書などの各種様式は自治体独自に定められているが、令和7年度中に、各自治体の基幹業務システムが国の標準準拠システムへ移行することに伴い、移行後は国から示された様式を使用する必要がある。

千代田区は、令和8年1月5日に国の標準準拠システムへの移行を予定しており、規則に定める様式を改正する必要がある。

### 2 改正対象

千代田区立幼稚園使用条例施行規則

### 3 新旧対照表

別紙のとおり

### 4 施行期日

令和8年1月5日

## 議案第50号

### 千代田区立幼稚園使用条例施行規則の一部を改正する規則

千代田区立幼稚園使用条例施行規則（昭和62年千代田区教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

新（改正後）	旧（現行）
<p>○千代田区立幼稚園使用条例施行規則 第3号様式（第6条関係）</p> <p>第3号様式（第6条関係）</p> <p>第 号 年 月 日 千代田区教育委員会</p> <p>入園承諾通知書</p> <p>申込みのありました幼稚園への入園について、次のとおり承諾いたします。</p> <p>フリガナ 子ども 姓 名 生年月日</p> <p>住所 保 譲 者 フリガナ 姓 名 生年月日</p> <p>利用予定の施設 名 称 所 在 地</p> <p>決 定 年 月 日 利 用 期 間 年 月 日</p> <p>年 月 日から</p> <p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千代田区長に対して審査請求することができます。 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千代田区を被るとして（訴訟において千代田区を代表するものは千代田区長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求することや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。 なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合であっても審査請求することや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p> <p>※ 保育の実施期間中であっても利用できる基準に該当しなくなった場合には保育の実施を解除いたします。</p>	<p>○千代田区立幼稚園使用条例施行規則 第3号様式（第6条関係）</p> <p>第3号様式（第6条関係）</p> <p>第 号 年 月 日 千代田区教育委員会</p> <p>入園承諾通知書</p> <p>申込みのありました幼稚園への入園について、次のとおり承諾いたします。</p> <p>支給認定子どもの 氏名および生年月日 年 月 日 生 歳児</p> <p>決 定 年 月 日 年 月 日</p> <p>利 用 決 定 施 設 (事業所)の名称 及 び 所 在 地 電話番号</p> <p>利 用 期 間 年 月 日から 年 月 日まで</p>

### 備 考

- 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

### 附 則

この規則は、令和8年1月5日から施行する。

## 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正について

### 1 趣旨

教育公務員特例法の一部改正に伴い、幼稚園教育職員の給与に関する条例が改正され、義務教育等教員特別手当について、教育委員会規則で定める校務の種類を考慮する旨定めることになったことから、関連する教育委員会規則の改正を行う。

### 2 改正内容

第2条において校務を分掌する職員の義務教育等教員特別手当の額を定め、第2条の次に、第2条の2を新設し、校務の種類を幼稚園教育職員が行う全ての種類と定める。

### 3 新旧対照表

別紙のとおり

### 4 施行期日

令和8年1月1日

## 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（平成12年千代田区教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

新（改正後）	旧（現行）
<p style="text-align: center;">(義務教育等教員特別手当の月額)</p> <p>第2条 次条に規定する校務を分掌する職員の義務教育等教員特別手当の月額は、その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表に掲げる額（その者が、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるときは、その者の属する職務の級に対応する同表に掲げる額に、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年千代田区条例第34号。以下「勤務時間条例」という。）第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））とする。</p> <p>2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）であって、次条に規定する校務を分掌するものの義務教育等教員特別手当の月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による義務教育等教員特別手当の月額に、勤務時間条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p style="text-align: center;">(校務の種類)</p> <p>第2条の2 条例第31条第2項の教育委員会規則で定める校務の種類は、条例第2条に規定する幼稚園教育職員が行う全ての園務とする。</p>	<p style="text-align: center;">(義務教育等教員特別手当の月額)</p> <p>第2条 義務教育等教員特別手当の月額は、その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表に掲げる額（その者が、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるときは、その者の属する職務の級に対応する同表に掲げる額に、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年千代田区条例第34号。以下「勤務時間条例」という。）第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））とする。</p> <p>2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）の義務教育等教員特別手当の月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による義務教育等教員特別手当の月額に、勤務時間条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p>
<p style="text-align: center;">備 考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。</li> <li>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</li> <li>3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</li> </ol>	
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規則は、令和8年1月1日から施行する。</p>	

## 幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正について

### 1 趣 旨

国による教員給与の見直しを踏まえ、東京都は教員特殊業務手当を見直すこととなつた。東京都との均衡等も踏まえ、特別区においても教員特殊業務手当の見直しを行うこととし、関連する教育委員会規則の改正を行う。

### 2 改正内容

#### (1)業務の程度

	改正前	改正後
週休日、休日及び代休日	<u>終日に及ぶ程度</u> <u>(日中7時間45分以上)</u>	<u>半日程度</u> <u>(日中4時間以上)</u>
その他の日	正規の勤務時間に引き続き <u>午後11時まで</u>	正規の勤務時間に引き続き <u>午後9時まで</u>
	<u>午前2時から午前8時まで</u>	<u>午前4時から午前8時まで</u>

#### (2)支給額

従事した業務	支給額	
	改正前	改正後
幼児の負傷、疾病等に伴う救急の業務	<u>7,500円</u>	<u>8,000円</u>
幼児に対する緊急の補導業務	<u>7,500円</u>	<u>8,000円</u>

### 3 新旧対照表

別紙のとおり

### 4 施行期日

令和8年1月1日

## 幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則（平成12年千代田区教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

新（改正後）	旧（現行）																								
（教員特殊業務手当の支給額等） 第2条 教員特殊業務手当の支給の対象となる条例第17条第2項に規定する教育委員会規則で定める程度は、別表第1のとおりとする。 2 条例第17条第3項に規定する教員特殊業務手当の額は、別表第2左欄に掲げる支給範囲に応じ、同表右欄に定める額とする。	（教員特殊業務手当の支給額等） 第2条 教員特殊業務手当の支給の対象となる条例第17条第2項に規定する教育委員会規則で定める程度は、別表第1のとおりとする。 2 条例第17条第3項に規定する教員特殊業務手当の額は、別表第2左欄に掲げる支給範囲に応じ、同表右欄に定める額とする。																								
別表第1（第2条関係）	別表第1（第2条関係）																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>業務に従事する日</th><th>幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年千代田区条例第34号）に規定する週休日、休日及び代休日</th><th>その他の日</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務の程度</td><td>           1 <u>半日程度（日中4時間以上）</u>            2 1と同程度         </td><td>           1 正規の勤務時間に引き続き<u>午後9時まで</u>            2 <u>午前4時</u>から午前8時まで            3 1又は2と同程度         </td></tr> </tbody> </table>	業務に従事する日	幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年千代田区条例第34号）に規定する週休日、休日及び代休日	その他の日	業務の程度	1 <u>半日程度（日中4時間以上）</u> 2 1と同程度	1 正規の勤務時間に引き続き <u>午後9時まで</u> 2 <u>午前4時</u> から午前8時まで 3 1又は2と同程度	<table border="1"> <thead> <tr> <th>業務に従事する日</th><th>幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年千代田区条例第34号）に規定する週休日、休日及び代休日</th><th>その他の日</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務の程度</td><td>           1 <u>終日に及ぶ程度（日中7時間45分以上）</u>            2 1と同程度         </td><td>           1 正規の勤務時間に引き続き<u>午後11時まで</u>            2 <u>午前2時</u>から午前8時まで            3 1又は2と同程度         </td></tr> </tbody> </table>	業務に従事する日	幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年千代田区条例第34号）に規定する週休日、休日及び代休日	その他の日	業務の程度	1 <u>終日に及ぶ程度（日中7時間45分以上）</u> 2 1と同程度	1 正規の勤務時間に引き続き <u>午後11時まで</u> 2 <u>午前2時</u> から午前8時まで 3 1又は2と同程度												
業務に従事する日	幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年千代田区条例第34号）に規定する週休日、休日及び代休日	その他の日																							
業務の程度	1 <u>半日程度（日中4時間以上）</u> 2 1と同程度	1 正規の勤務時間に引き続き <u>午後9時まで</u> 2 <u>午前4時</u> から午前8時まで 3 1又は2と同程度																							
業務に従事する日	幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年千代田区条例第34号）に規定する週休日、休日及び代休日	その他の日																							
業務の程度	1 <u>終日に及ぶ程度（日中7時間45分以上）</u> 2 1と同程度	1 正規の勤務時間に引き続き <u>午後11時まで</u> 2 <u>午前2時</u> から午前8時まで 3 1又は2と同程度																							
別表第2（第2条関係）	別表第2（第2条関係）																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>支給範囲</th><th>支給額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職員が、幼稚園の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げる業務に従事したとき。</td><td></td></tr> <tr> <td>1 非常災害時における幼児の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務に従事したとき。</td><td>日額 8,000円</td></tr> <tr> <td>2 特に被害が甚大な災害発生時における幼児を含む避難住民の救援業務に従事したとき。</td><td>日額 16,000円</td></tr> <tr> <td>3 幼児の負傷、疾病等に伴う救急の業務に従事したとき。</td><td>日額 <u>8,000円</u></td></tr> <tr> <td>4 幼児に対する緊急の補導業務に従事したとき。</td><td>日額 <u>8,000円</u></td></tr> </tbody> </table>	支給範囲	支給額	職員が、幼稚園の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げる業務に従事したとき。		1 非常災害時における幼児の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務に従事したとき。	日額 8,000円	2 特に被害が甚大な災害発生時における幼児を含む避難住民の救援業務に従事したとき。	日額 16,000円	3 幼児の負傷、疾病等に伴う救急の業務に従事したとき。	日額 <u>8,000円</u>	4 幼児に対する緊急の補導業務に従事したとき。	日額 <u>8,000円</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>支給範囲</th><th>支給額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職員が、幼稚園の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げる業務に従事したとき。</td><td></td></tr> <tr> <td>1 非常災害時における幼児の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務に従事したとき。</td><td>日額 8,000円</td></tr> <tr> <td>2 特に被害が甚大な災害発生時における幼児を含む避難住民の救援業務に従事したとき。</td><td>日額 16,000円</td></tr> <tr> <td>3 幼児の負傷、疾病等に伴う救急の業務に従事したとき。</td><td>日額 <u>7,500円</u></td></tr> <tr> <td>4 幼児に対する緊急の補導業務に従事したとき。</td><td>日額 <u>7,500円</u></td></tr> </tbody> </table>	支給範囲	支給額	職員が、幼稚園の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げる業務に従事したとき。		1 非常災害時における幼児の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務に従事したとき。	日額 8,000円	2 特に被害が甚大な災害発生時における幼児を含む避難住民の救援業務に従事したとき。	日額 16,000円	3 幼児の負傷、疾病等に伴う救急の業務に従事したとき。	日額 <u>7,500円</u>	4 幼児に対する緊急の補導業務に従事したとき。	日額 <u>7,500円</u>
支給範囲	支給額																								
職員が、幼稚園の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げる業務に従事したとき。																									
1 非常災害時における幼児の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務に従事したとき。	日額 8,000円																								
2 特に被害が甚大な災害発生時における幼児を含む避難住民の救援業務に従事したとき。	日額 16,000円																								
3 幼児の負傷、疾病等に伴う救急の業務に従事したとき。	日額 <u>8,000円</u>																								
4 幼児に対する緊急の補導業務に従事したとき。	日額 <u>8,000円</u>																								
支給範囲	支給額																								
職員が、幼稚園の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げる業務に従事したとき。																									
1 非常災害時における幼児の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務に従事したとき。	日額 8,000円																								
2 特に被害が甚大な災害発生時における幼児を含む避難住民の救援業務に従事したとき。	日額 16,000円																								
3 幼児の負傷、疾病等に伴う救急の業務に従事したとき。	日額 <u>7,500円</u>																								
4 幼児に対する緊急の補導業務に従事したとき。	日額 <u>7,500円</u>																								

## 備 考

- 1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

## 附 則

- 1 この規則は、令和8年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前の勤務に係る教員特殊業務手当のうち施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

## 千代田区文化芸術プラン（第5次）の素案について

### 1 計画策定の趣旨

本プランは、平成16年に制定した「千代田区文化芸術基本条例」の第6条に基づき、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定したものである。「千代田区文化芸術プラン（第4次）」の終了に伴い、外部委員を中心とした推進委員会で聴取した意見を基に「千代田区文化芸術プラン（第5次）」の素案を策定した。

### 2 検討経過及び今後のスケジュール

令和7年4月	第4次プラン期間の事業実施状況及び評価確認調査	
令和7年5月27日	第1回推進委員会	(1) 第4次評価結果確認 (2) 第5次素案検討 等
令和7年7月31日	第2回推進委員会	
令和7年9月19日	第3回推進委員会	(1) 第5次素案検討 (2) 策定スケジュール確認 等
令和7年10月31日	第4回推進委員会	
令和8年1月5～26日	パブリックコメント	
令和8年3月	改定計画策定	

### 3 主な内容

#### (1) 基本目標について

千代田区文化芸術基本条例第1条に示される目的「文化芸術を通じて豊かな区の未来を拓く」を本プランの基本目標とし、「心豊かな日常生活が送れる美しいまちの実現」「文化芸術のエネルギーがあふれるまちの実現」の2つを目指すべき姿とする。

#### (2) 重点目標について

千代田区文化芸術基本条例第7条に基づき、「保存し伝える」「創る」「育てる」の3つの柱を重点目標とする。